

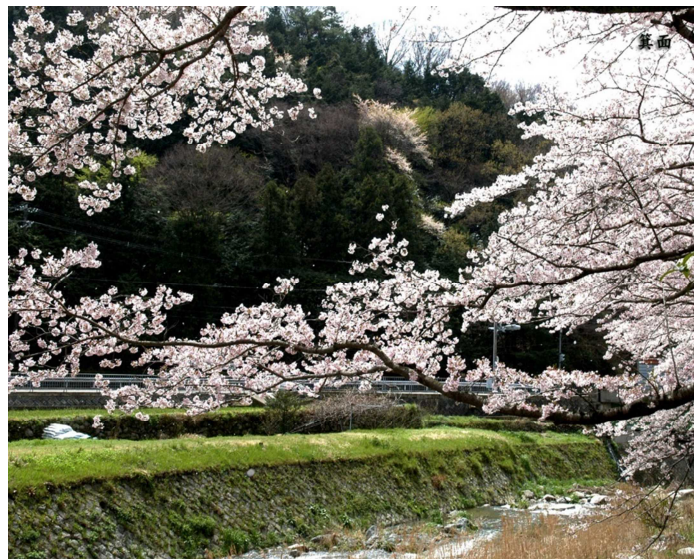


令和元年度（2019 年度）

HUMAN RIGHTS REPORT

ヒューマン・ライツ・レポート

（箕面市職員による人権課題に関するレポート）



このレポートは、箕面における人権課題を学び、実態を知ることで、市民と職員が共通認識に立ち、お互いの情報を共有して、それらを広く伝え、人権文化のまちづくりを共に考えていくことを目的として、箕面市職員による人権行政研究会が編集しています。

今年度は、らいとびあ21（萱野中央人権文化センター）で、指定管理者である特定非営利活動法人「暮らしづくりネットワーク北芝」による事業から、子ども・若者向けのものを中心に、地域での取組も含めて重点的に取材しました。合わせて、ヒューマンズプラザ（桜ヶ丘人権文化センター、指定管理者「リリーフ・みのお」）、箕面市人権啓発推進協議会、大阪府条例なども紹介します。

これによって知ったこと・考えたことを、家庭・職場ほか、さまざまなコミュニティへ持ち帰り、それぞれの場で今後の情報発信に活かしていただければと考えています。



目 次

はじめに	1
らいとぴあ21（萱野中央人権文化センター）	
まなびカフェ、若者支援、総合相談	2
青少年会館としての居場所、学習、社会体験	4
フリートーク	6
ヒューマンズプラザ（桜ヶ丘人権文化センター）	20
コラム1	
箕面市人権啓発推進協議会	22
コラム2	
大阪府人権関係3条例、 大阪府パートナーシップ宣誓証明制度	23
◎箕面市人権宣言、箕面市非核平和都市宣言	29
◎編集スタッフ・事務局	30

はじめに

◇日本の人権行政は、部落差別に対する同和対策事業が最初で、それが障害者や在日外国人の課題にも大きな影響を与えました。同和対策の法律によって、差別されてきた部落を行政が同和地区として指定し、30年近く生活改善事業が行われてきました。

◇人権文化センターもその一つで、同和地区の生活改善のために建てられた隣保館です。隣保事業とは社会福祉法に「第二種社会福祉事業」と定められているものです。現在は、広く全市民を対象に、部屋を利用してもらうほか、啓発や相談事業をしています。

◇同和対策はこのセンターの建設だけでなく、総合行政として、市営住宅・公園・道路づくり、学校教育では奨学金や教員加配の制度、就労支援、人権啓発などが実施され、同和地区の生活実態も変わりました。しかし、未だに低学力であったり、行政の情報にアクセスしにくかったことから、なかなか生活面で同じ水準にはなっていません。

◇また、近年になって部落差別解消推進法ができました。これはネット上をはじめ、未だに差別意識が根強く残っているからです。そして、子どもの貧困、若者のひきこもりなど、近年のさまざまな社会課題と部落問題はつながりがあります。

◇平成22年(2010年)4月から、箕面市では人権文化センターに指定管理者制度を導入し、らいとびあ21(萱野中央人権文化センター)は「特定非営利活動法人暮らしづくりネットワーク北芝」が、ヒューマンズプラザ(桜ヶ丘人権文化センター)は「リリーフ・みのお」が、それぞれ指定管理者として管理・運営しています。



らいとぴあ 21（萱野中央人権文化センター）

まなびカフェ、若者支援、総合相談

（ささえあい推進室）

◎指定管理者「暮らしづくりネットワーク北芝」の丸岡さん、谷本さんにききました。

【啓発企画・相談窓口】

*らいとぴあ 21 は、暮らしづくりネットワーク北芝が令和 7 年(2025 年) 3月まで、現在 2 期目の指定管理を 10 年間受けており、部落問題をはじめ、関連領域を幅広く扱っています。らいとぴあ 21 の活動を知ることを通じて、どんな社会課題があるのか、特に子ども・若者の事業を中心に紹介します。

*啓発のセミナーは部落問題をはじめ、社会情勢に合わせていろいろな社会課題を取り上げています。例えば、社会的養護（※）の問題、子どもの貧困、シングルの子育て、どんな地域だったら生きやすいか、など。この 2 年ぐらいは「まなびカフェ」を夜、開催しています。セミナーというと、きっちりした部屋で学ぶ堅いイメージですが、これはゆるくふわっと社会課題を学ぶ、というスタイルでやっています。

*あとで説明するように中学・高校生の居場所でもあるので、「まなびカフェ」によって、知らず知らず子どもたちも社会課題と出会っていきます。

*相談業務は、市広報「もみじだより」に毎月載っているように、隣保館として地域住民のよろず相談を受けると共に、人権・就労・教育相談等を受けています。すべて聴いてから、例えば、生活困窮ならみのおライフプラザへ、奨学金の手続きなら教育委員会へなど、ていねいにつないでいます。

*高齢者向けとしては、朝の体操、うたごえ喫茶、その他の文化活動をしています。指定管理者なのでフットワークは軽いと思います。指定管理者になって以降、ベースはずっと変わっていません。

【若者支援】

- *『若者支援ガイドブック』をつくって配布していますが、「つぶやき拾い」といって、住民の声、若者の声から事業をつくっていくのが大きなテーマです。もう一つは「食べる」というのがテーマ。ご飯を食べるところに人が集まってきて話をします。その人のニーズや、やりたいことを聞き取り、事業をつくります。引きこもりの若者、高校中退の若者が地域のために何がしたいかを聞いて、その一言から若者支援を始めています。
- *ガイドブックに載っている全部をらいとぴあ21 でやっているわけではなく、引越作業、遺品整理など、起業につなげるようにやっています。らいとぴあ21 でやっているのは当事者研究というセミナーなど。これは、生きづらさをかかえた若者、引きこもり、不登校、高校中退、発達障害のように、見た目ではわからない特性をもつ若者たちが集まって、当事者どうして話して理解し合い、自分だけではないという安心感を得るもの。私たちは支援する立場で、話は聴けるし否定もしませんが、本当に理解できているかと言えば、同じ経験をした者でないとわからない部分もあると思います。
- *『生きづらさマガジン』も4冊出しており、いろいろな働き方の紹介や、コーヒー焙煎事業の紹介などが載っています。若者支援研究会では、行政職員、学校の先生、大学の研究者等に来てもらい、若者の相談をどうキャッチするか、生きづらい若者をどう支えるか、箕面市で何ができるかを話し合っています。
- *見えにくい課題を抱えた子どもたちが多く、そのまま長い時間が経って、30～40 歳になって引きこもっているのを発見されることがあります。なぜそうなるかという、世間体意識から親が隠したがる部分もあります。らいとぴあ21 に来ていたら誰かがキャッチできますが、そういう場所が近くにないと、なかなか発見できない、つなげられない。どこにもつながれていない若者がいます。

※ 社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。家庭養護と施設養護に大別できる。



青少年会館としての居場所、学習、社会体験

(地域教育推進・子育て支援室)



【事業の三本柱】

＊未就学から高校卒業してしばらくまでの間の年齢を対象に事業をしています。小学生の間はなんとかギリギリ登校したけど、年齢が上がるにつれて学校に行きづらくなり、高校に行っていない子どもたちも来ています。そういう人が社会と接点をもてるように、小集団でさまざまな活動をしています。

＊一方、地域性として北芝の市営住宅では、シングル家庭、困窮家庭の割合が多く、発達課題のある子どもたちもいます。そこで大きく分けて、居場所、学習、社会体験という3つの事業をしています。私たちがめざすのは、18歳前後で積極的に進路を選べること、豊かな自己選択ができること、そして地域で育った子どもが地域の担い手になっていく、ということです。

①居場所

居場所はこの館内では二つあり、年齢で分けています。一つは小学生の放課後向け「ぴあぴあルーム」、もう一つは中・高校生年代の夜の居場所「あおばカフェ」。どちらも、家でもなく学校でもなく、子どもたちが楽しめてのびのび過ごせる場所で、家や学校で言えない悩みを友だちや職員に吐き出せるところです。

②学習

学習面では、学力保障と人権学習という課題がありますが、学力保障については学校と連携して学習会をしており、人権学習は部落問題を基礎にして、近隣の小・中学校の先生と共に進めています。



③社会体験

社会体験というのは、外出活動が中心です。困窮家庭の子どもたちは、家で体験が積めていません。家によってさまざまな価値観があり、宗教、文化の違いもありますが、クリスマスツリーをここで初めてさわったという子どももいます。ホチキスを使ったことがない中学生や、銭湯に入ったことがない子どももいます。

【地域通貨・まーぶ】

*地域通貨「まーぶ」は、100 まーぶ＝100 円で、暮らしづくりネットワーク北芝が発行しているもの。「まーぶ」とは「学ぶ」と「遊ぶ」をかけあわせた言葉。らいとぴあ21 事業としては、教育の中で使っています。

*まーぶは、子どもが、自分のためか誰かのためになることをすれば、稼げるし使えます。例えば、子どもに無関心な親で土曜のご飯を作ってくれない場合は、子どもがまーぶを稼げば、近くのローソンでご飯が買えます。夏休みは、子ども食堂をやっており、そこでも使えます。

*「まーぶ夢コンテスト」では、子どもが「こんな夢を叶えたい」と大人にプレゼンテーションをすれば、審査を経て、この夢を応援しようと決めます。決まったらみんなでそれをやらないといけない。あなたが採用されたので、あなたが頑張ってくださいではなく、夢を選ぶ側もその夢に協力するしくみ。ローソン、ファミリーマート等の企業にも連携・協力してもらって、子どもの夢を叶えます。

*これまでのコンテストでは、空からまちを見てみたい、気球を飛ばしてみたい、長いドミノ倒しを地域の人としたい、という夢が出てきました。今までにやったのは、キューズモールで貸切の映画上映をしたり、気球を飛ばしたりしました。「日本一長い流しそうめん」という夢は、残念ながら日本一にはなれませんでした。

*中学・高校生の子どもたちの中には韓国に興味がある子もいます。社会情勢としては日韓関係が難しくなっていますが、韓国では地域の力によるまちづくりが進んでいます。子どもたちはアイドルに会いたいというきっかけで、まーぶを貯めて韓国にスタディツアーに行く。そこで出会った若者との交流で、どういう意識を持っているのか、韓国でどんな活動をしているのか、選挙のときに市長候補が若者政策で何を訴えてい

るかななどを学んでいます。

*知らないことと出会ったとき何を思うか、未知数の話に学びがあるので、そういうことにまーぶを使おうとしています。

フリートーク

(マーク：○→研究会員、▽→指定管理者、◇→事務局)



【子ども・若者】

▽以前、らいとぴあ21と学校の先生で意見集約したときに出てきたのは、子どもの貧困、子ども食堂、児童虐待、教育格差、母子家庭などの話題が多かったです。

▽夜は、家族が働きに出ていて誰も家にいないとか、その反対に家に親がいて困る事情があるなどで、日頃の学校でのモヤモヤを帰宅前に何とかしたい、という子どもの思いがあります。

○らいとぴあ21の職員が入るのではなく、集まった子どもだけで自由に過ごしているのですか。

▽いいえ、職員が一人いて、居場所のサポーターもいます。サポーターは、子どもに近い年齢の人をお願いしています。何かあったら話を聴き、しんどい子がいたらサポートするようにしています。「好きに過ごしていい」と言いますが、手持ち無沙汰になるようではなかなか来にくいものです。

▽100 まーぶで食べられる軽食、フリードリンク、お菓子を置いています。その供給はフードバンクを利用しています。パーティーゲーム、オセロ、カードゲーム、トランプ等をしながら、その中でポロッと出る悩みなどを聴きます。場所は展示コーナーなので、大人も利用します。積極的に話す子も話さない子もいるし、親子いずれかが精神的に不安定なケースもあります。

○サポーターは何人いますか。

▽約10名。自分も20年ぐらい前にサポーターとして来ていました。

○素敵なことをしていると思います。カフェのメニューを子どもがつくって出しているよ

うですが、集まる子どもは大体決まっていますか。今日初めて来た子がモーニングを出しましょうとは思わないと思うけど、子どもが集まらなないと成り立たないし、どのような仕掛けをしていますか。

▽事前に約束をして準備します。もちろん料理そのものに興味ある子もいます。また、居場所に来ている子で、愛着課題などで「この子、気になるな」と思う子には、一緒にカフェに出店しないかと声をかけたりして、1対1の関係をつくります。

◇かつて展示コーナーに喫茶スペースはありませんでした。指定管理者の提案を市が承認する形で、ガスや水道等を引いて、喫茶スペースをつくったもの。これによって、玄関から入ってすぐの場所を生かし、イベントをやるときにも賑わいが出ました。

▽一般的に、働くというと、高校生でアルバイト、高卒・大卒で就職。正社員で働くか、扶養家族の枠内でパートで働くか…と考えます。でも、これだけの選択肢しかない、引きこもっている子にとっては、社会参加のハードルがめちゃくちゃ高い。10年間引きこもっていた子が「よし、頑張ろう」と思って、いきなりコンビニで働くのは絶対に無理です。ボランティアとアルバイトの間の距離もかなり遠く感じます。私たちはそう思わないけど、孤立してきた人からすると大きなハードルがあります。

▽そこで、一般就労は難しいという人が、準備段階として自立や社会参加のために働くことを「中間就労」といっています。例えば、ポスティング作業の準備として、配る順番に並べる作業なら、引きこもりの人が家ででもできます。1枚3円なので、ほぼボランティアですが、お金がもらえます。アルバイトみたいに1日何時間、週何時間働くという決まりはありません。

▽そういう作業の一つとして、コーヒー焙煎プロジェクトがあり、3年前ぐらいからやっています。人によって得意・不得意がありますが、コーヒー焙煎は分業しやすいので、いろいろな働き方ができます。焙煎前のコーヒー豆を買うことに始まり、ピッキングといって、きれいな豆と、欠けた豆・虫食い豆をはじく作業もあり、そういう作業が得意な人もいます。その他、焙煎機に入れて温度を測って記入する作業、パッキングやシール貼りの作業。いろいろある中から自分の得意な作業に参加できます。喫茶スペースができると自分たちで店をやりたいということになり、不定期ですがイベントでも店を出したり、市外のイベントにも参加しています。

○年齢は？ 子どももお金や「まーぶ」を稼ぐのですか。

▽高校生から上は30代までまちまちです。体験した対価として、子どもにまーぶで支払うことはあります。また、宣伝としてイベントで飲み物を出すのを、小中学生と一緒にすることもあります。

○私も、らいとびあ21で相談できるからと案内したことがありますが、定期的な仕事に至らなかったり、中間就労に行ってみただけど続かないという人や、利用者間のトラブルなど、うまくいかないことはないですか。

▽合う・合わないというのがあります。でも、だからダメということはないです。言いたいことを言って、相手の価値観が違うことを知るのも大事。別に嫌いな人がいてもいいし、合わない人とも慣れてきたら「こういうところが苦手やねん」と言えるのも大事。ただ、それで人を攻撃するのはダメ、人を傷つけたり、いじめになったり、差別につながることはダメ。でも、あの人嫌いだけど仲良くしないといけないとか、焙煎のために仲良くしないといけないというのはおかしい。社会性が奪われてきた子どもたちなので、スタッフが入って仲介することはあっても、それが正しいとか間違いとかは言いません。距離を置いた方がよいときはそう言います。

○子どもが引きこもりだという相談を結構受けます。今まで抱え込んできたけど我慢できなくなって、子どもの年齢が高く、これまでの親子の確執もあって解決できず、どうしたらよいかと。中間就労をイメージすることが本人も親もできていません。

▽「毎日、何時から何時まで仕事に行くのはしんどい」という人が多いです。また、仕事というものをイメージできるよう、言葉だけ知るのではなく、例えば、引越の仕事ならどんな作業をしているのかを知る必要があります。

▽引きこもりの場合はまず、つながるのに時間がかかります。「僕、引きこもりなんで、どうにかしてくれませんか」と言ってくる子はいません。親が心配だといって相談して来るのがスタート。例えば、就労させたいというニーズがあるとしても、就労までは距離があります。でも、中間就労と言っても「はあ？」となるので、どれだけ時間をかけて、丁寧に環境をつくって進めていくかが肝心。中間就労という知識をもつことの他に、目の前の当事者をなんとかするために、いろいろなことをやってきました。

▽重要なのは、その子がどう生きていきたいのか一緒に考えるために、関係性をつくること。相談してから2年ぐらい会えなくなったり、会えていたのにいきなり来なくなる子もいます。次のタイミングで声をかけたら来たり、でも次の日は来なかったり。それが

▽土曜に親が送って来るケースもあります。止々呂美の子どもも来ています。社会体験に関心のある親が送ってきますが、基本は徒歩圏内が多いです。



【地域通貨のしくみ】

○まーぶについて、財源や換金のしくみを教えてください。

▽まーぶは商品券と同じ扱いで近畿財務局に届出しており、財源はいろいろな形で確保しています。例えば、おじいちゃんが亡くなって「残ったお金を子どものために使ってほしい」と、寄付として持ってこられることもあります。ただ、それだけでは賄えないので、なるべく地域で循環させます。うちの事業で使ってもらうとお金はかかりません。ここで稼いでキューズモールで使い、キューズモールで換金するとお金は出ていきます。換金する企業には100%換金か95%換金かを選んでもらいます。95%の場合は5%を子ども基金に寄付として入れてもらい、それを発行の財源にします。趣旨を説明して企業には95%換金をお願いしています。

▽大人は、らいとびあ21で100まーぶを100円で買えます。個人的な用事を子どもに頼むとき、昔なら「ジュース買ってあげるわ」と言っていたましたが、今はまーぶでお礼をします。例えば賢い子は、団地の階段の下で待っていて、おばちゃんが来ると上階まで送っていくと言って、おばちゃんからまーぶをもらいます。誰かのためになっているわけで、おばちゃんが助かるのだから、それはそれでよい。払うか払わないかは、おばちゃんが決めたらよい。「今日は荷物軽いからいいわ」と断ってもいいし、「明日持ってくれたらまーぶあげるわ」でもよい。そこで、人と人とのつながりを生むし、役割が生まれて、「ありがとう」と言ってもらえる経験が増えます。それがまーぶの本当の価値で、単なる100円ではなく金券と少し違うところです。

▽こういう地域通貨は、箕面市以外でも使われているのですか。

◇地域通貨はいくつかありますが、子どもたちの社会体験に活用しているのは珍しいのではないのでしょうか。多くは商工会議所などがまちおこしとしてやっていると思います。

▽あと、「まーぶハローワーク」を月1回、キューズモールに協力いただいてやっています。キューズモールのお店から仕事をいただいて、時間で割り、子どもたちが仕事をして、その対価にまーぶを渡します。キューズモールは毎回5万円分買ってくれます。その子の親がキューズモールで、5万円以上買い物をすれば、ウィン・ウィンの関係です。

▽まーぶは、イベントやボランティアでお手伝いして稼げるので、それはそれで自分の貴重な体験でよいのですが、すぐに駄菓子などを買ったり、コンビニで散財してしまう子

もいます。困窮家庭の子ほど、貯められない。そういう子のために、「まーぶ夢コンテスト」をしたり、ツアーなどの大きな事業をつくり、「頑張って貯めたら、こんなに楽しいことができるよ」という設定をしています。

○もしかして貧困家庭の子はお菓子を買って食べるのが、一種のご飯代わりなのでは。

▽もちろんそういう子もいます。でも、お菓子がご飯代わりというのは、事情があれど、栄養面だけでなくその子の体験としていいのかな、と思います。何かできることがないか考えて、毎週月曜に団地の集会所で夕飯を食べる会を始めました。まーぶで食べられるし、みんなで食べられる。地域の高齢者も一緒に食べているのが大事です。子どもの姿から必要なことを見つけて、地域の中でつくっていきます。

○そのご飯の会や子ども食堂では、子どもが料理を習ったりできますか。

▽らいとぴあ21 でやっている長期休暇中の「ぴあぴあ食堂」は、衛生面の問題から子どもはできません。でも、やりたいと言ったら別のプログラムでやります。例えば、おやつ作りや、恵方巻きを作るなど。夜のご飯会は、らいとぴあ21 とは別の事業なので、保護者や地域のかたに作ってもらっていて、そこでは手伝いをしてもらっています。

○無駄遣いについて、金銭教育とか、お小遣い帳の使い方を教えることはありますか。

▽お小遣い講座みたいなものはあります。自分で何か大きいこと、キャンプに行きたいなどの夢があれば、貯めたいけど使ってしまう子にはお小遣い帳をこちらが用意します。それも二つあって、一つは定期預金で、裏に書いていること以外では絶対に引き出せない。もう一つは普通預金。自分で持っていてほしいし、預かってほしいと言われることもあります。

◇まーぶの立ち上げの時、「お菓子などに散財してしまうのではないか」という批判もあったと聞いています。ただ、これはツールであって、お小遣い帳をつけるとか、大きな夢を描いて実現するとか、その先に目的があると思います。

○いろんな人とのつながりができるし、金銭感覚をもって、実生活にも生かれますね。例えば、ご飯代を500円もっていて、実は600円の方が食べたいから、まーぶを使えるなら頑張ろうとか。いろんな使い方ができるし、貧困対策の一端も担えるので、もっと広げてほしいと思います。

▽広げていくために来年度くらいに報告書を出す準備をしています。貧困家庭の子とかシングル家庭の子、社会課題を抱えている子は、将来について自分の中にある選択肢が少

ないので、選択肢を一つでも増やしてあげて、18歳でよい自己選択ができればよいと思います。その子がその子らしく生きていけたらよいと思います。

◇らいとびあ21は隣保館ですが、人権文化センター条例にもあるように、青少年会館を併設したものです。箕面市には児童館がないので、ここが事実上の児童館のようなものだと思います。



【多世代交流など】

〇ここまで子どもの話が中心でしたが、あらゆる年齢の人が来ていると思います。ところで、高齢者のかたはどう過ごされていますか。

▽高齢者は余暇活動に参加してくれています。コンサート系で「うたごえ喫茶」とか。「うたごえ喫茶」は電話登録制で50名定員、参加費をもらってやっています。喫茶スペースを使って、いろんなジャンルの音楽を世界中のアーティストに来て演奏してもらっています。「うたごえ喫茶」は講師に外部委託していますが、申込日は朝9時から受付を始めて9時10分には埋まっている、高齢者にはすごい人気の講座です。

◇高齢者向け施設として、少し離れていますが「萱野老人いこいの家」があります。らいとびあ21と一緒に連携してやっている企画もあります。

▽毎週土曜の朝に体操があり、今は「パプリカ」をおばちゃんたちが踊っています。スタッフが一人ついて、最後にスタンプカードを押しています。乳幼児はおひさまルーム、就学児は青少年会館の「ぴあぴあルーム」があり、老若男女の利用があって、貸室業務もしています。

▽朝食を食べない子がいます。親の生活リズムに左右され、遅刻する子も多く、団地では集団登校が難しい状況と聞きます。そこで、独自事業ですが、月1回はみんなで朝ご飯を一緒に食べて、8時にはみんなで学校に行こう、という事業をしています。食材は、駅前のパン屋さんや、よつば連絡会など、知人や地域の人から提供してもらっています。遅刻している中学生を見たら、「ご飯食べてないやろ」といってバナナを渡したりしています。

○それはどれくらい続けていますか。

▽もう1年ぐらいやっています。高校生に朝早く来て手伝ってもらい、一緒にご飯を食べて高校生も8時に行く。

○青少年会館の機能は、全市にPRしていますか。PRを広げたいです、市内でも遠い所があるので。

◇広報はしているので、教育相談、引きこもり相談など、近場で相談したくないために、遠くから相談にくるケースもあります。

▽PRはしていますが、アイデアがあれば教えてください。事業については隔月で二中・四中・五中と、その校区の小学校には配布しています。らいとぴあ21の教育部門が担っているものは伝わっているはずですが、その他の東部・西部地域は少し弱いと思います。

○らいとぴあ21の青少年会館を、市内全員が使えるということが伝わっているでしょうか。この地区だけのものだと思われていませんか。

▽総合学習の時間で、例えば、南小学校の3年生に僕らが「らいとぴあ21はこんな場所でこんなことをしています。誰でも来ていいですよ」と案内しています。4年生には、ここに来てもらって説明をしています。行政の皆さんにも協力してもらって、もっと知ってもらうことが大事だと思います。

箕面市立萱野中央人権文化センター 構成図

指定管理者：特活）暮らしづくりネットワーク北芝

【 】内は、市直営部分の担当課室

萱野中央人権文化センター
(全館一括の指定管理)
「らいとぴあ21」

ささえあい推進室
(啓発・相談・貸室)

地域教育推進・子育て支援室
(青少年会館部分)
体育館・グラウンド併設

図書コーナー
【中央図書館】

中央子育て支援センター
「おひさまルームかやの」
【子育て支援課】

適応指導教室「フレンズ」
【教育センター】

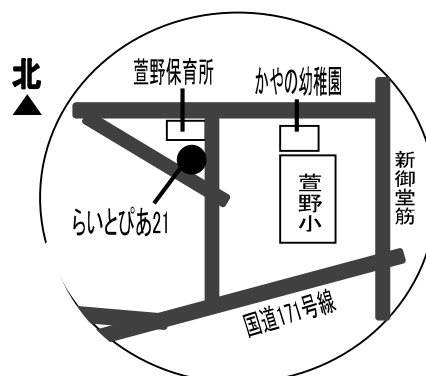
箕面市人権啓発
推進協議会

箕面市人権協会
北芝地域協議会

事業内容例

北芝よみかき教室
よりみちコンサート、うたごえ喫茶
人権・社会課題啓発セミナー、まなびカフェ
コミュニティ交流「朝活！けんこう倶楽部」
かやのお宝人権まつり、平和啓発「へいわ21」
展示コーナー活用（喫茶コーナー）
若者支援、当事者活動・ネットワーク形成
人権・総合生活相談
地域就労相談（地域就労支援センター）

子どもの居場所「びあぴあルーム」
子ども食堂「びあぴあ食堂」
夜間子どもの居場所「ナイトピア」
社会体験・参画サポート「やろっか」
びあぴあスポーツクラブ、キッズスパーク
子どもの外出応援「やってみよっか」
子ども・若者の就労体験「まーぶハローワーク」
進路選択支援相談、奨学金案内
学習支援、高校中退・不登校向けサポート



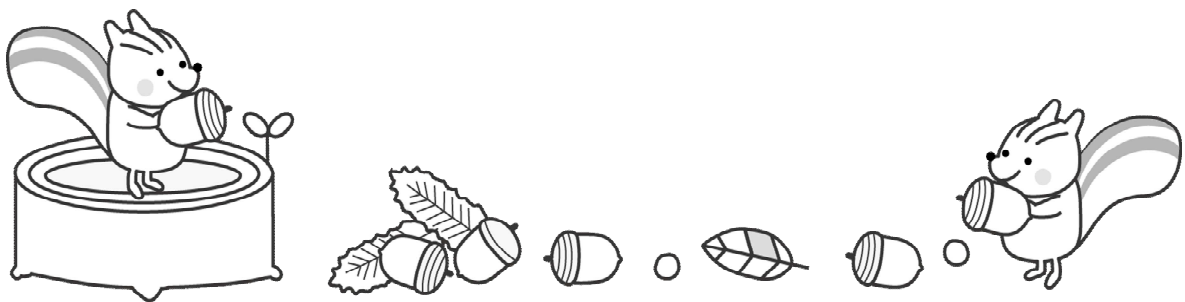
～取材メンバーから～

職員 A

同和問題について、聞いたことがある程度の認識であったため、本当にいまでも差別があるのか疑問を抱いていましたが、今回の取材を通して現状の問題点を学ぶことができました。また、人権文化センターなどで部落差別における生活水準の問題解消に対して、非常に柔軟な取り組みが行われていることを知り驚きました。

しかし、取材でも取り上げられていたように、せっかくの様々な取り組みも認知度が低いようにも感じました。地域に沿った活動であるため、仕方が無いところもありますが、良い活動をもっと周知することができれば、他の地域の活動につながり、より総合的な差別解消に繋がるようにも思います。

また、現代において、部落について知らない方が差別解消に繋がるのではないかという考えもありますが、多くは「風化」を望むもののように感じます。そういったかたにどのように協力していただくことができるかが今後の問題解消にあたって重要であり、一個人としても考えていきたいです。



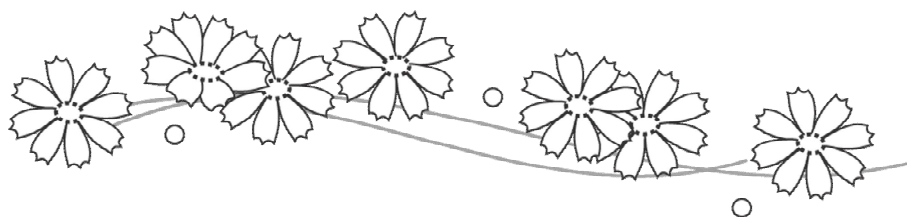
職員B

同和問題は、1970年代から国をあげての同和対策事業の中で都市基盤の整備などが行われてきましたが、50年経った現在でもなお根強く残る人権問題の一つです。

北芝地区の方たちは同和対策事業での支援を受ける一方で、地域住民が主体となり相互で助け合う取り組みを進め、今の暮らしづくりネットワーク北芝につながっています。

今回話を聞いて、取り組みの中でも家庭や学校での居場所がなかなか見つけられない子どもや若者世代への居場所づくりに関する取り組みがとても充実していると感じました。

北芝地区では、普段の日常の中で子どもたちの何気ない一言を見落とすことなく拾い、それが個々に合ったきめ細やかな支援につながっています。それができるのは、地域の方々が築き上げてきた深いつながりがあり、それを今も大切にしているからであると感じました。このような取り組みが、箕面市全域でもっと広がるように、行政が支援できる方法を今後も考えていこうと思います。



職員C

らいとぴあで開催されるセミナーやイベントは、政治や歴史に関わる重いテーマから、日常生活や趣味に通ずる楽しいテーマまで、ジャンルの幅と奥行き
の広さ、引き出しの多さが魅力で興味深いです。また、年齢を問わず地域の住
人でなくとも誰でも気軽に参加できる雰囲気づくりが印象的です。

8050（7040）問題はマスコミを通じて知っていますが、今回の取材で、
ひきこもりの方の社会参加の対策としての『中間就労』の活動を知ったときは、
目から鱗でした。お話を伺いながら、当事者と同じ目線で目の前の悩みや問題
に真正面に向き合い、個々の心の内や状況を観察、理解、共感しようと努めら
れる姿勢が、その着眼点に結び付くのだと分かりました。北芝のスタッフの皆
さんと地域の皆さんとの関わり方を見たとき、らいとぴあは単なる建物ではな
く、小さい単位のコミュニティを形成しているひとつの街のように映ります。

この四半世紀の急激な技術開発により生活は便利で快適になった一方で、多
様化し複雑化した現代社会でパーソナルスペースを保つ文化が生まれるよう
に、以前に比べて感覚的なものが退化していき、他者や社会に対する無関心さ
が増えたように感じます。貧富の格差以上に個々の意識の格差は重要な問題だ
と痛感しています。

北芝のようなエリアを増やしていくために、まずは自分の暮らす街を知るこ
と。そのためにマメな情報発信、啓発活動、五感を磨くための多彩な生涯学習
に今以上に重点を置き、市民一人ひとりの人間力を高めていくことが、これか
らの行政には必要であり有益だと考えます。



職員 D

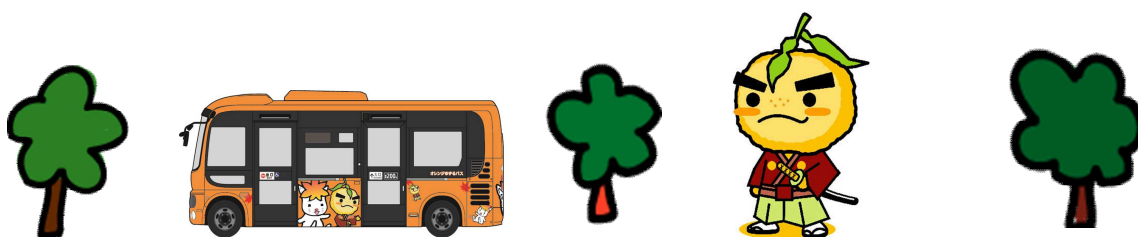
担当業務の関係で、らいとびあの事業に参加する機会があり、多彩な分野に取り組まれていることに興味を持っていましたが、詳しく知ることにはできていませんでした。

今回の取材で、幅広い世代や様々な立場の人が抱える困難な課題に柔軟に取り組んでいること、地域のつながりを大切にしながらも、広く開かれている様子に感銘を受けました。

また、まーぶのしくみなど、民間からも協力を得ていることは取り組みを継続していく上で大切なことだと感じました。

困難をかかえる人に、その人のペースに合わせて伴走していくことは、周りの人にとっても根気のいることです。見守りながらも考えを押しつけない接し方が、何か暖かいほっとするようなららいとびあの雰囲気につながっているのではないかと思います。

部落問題が、今なお続いていることに人の偏見や差別意識をなくしていくことの困難さを感じますが、あきらめることなく伝えていけるよう個人としても職員としても勉強していきたいと思っています。



職員E

萱野地区における、暮らしづくりネットワーク北芝の取り組みは、職員研修などを通じて、すでに知ってはいましたが、今回の取材を通じて改めて先進的な取り組みをしていることをより知ることができました。

同和問題は長い歴史の中で形成され、とりわけ関西地区においては非常に根深い問題と言えます。被差別部落によっては、その地域であることをあまり公にはしたくないといった地域もあると伺ったことがあります。北芝地区はその真逆で、マスコミ等で報道されるほど、先進的な取り組みをされていることに以前から興味をもっていました。今回のお話を聞くなかで特に、学校や社会生活にうまくなじむことができない子どもに対する支援の手厚さには感銘を受けました。北芝地区に限らず、子どものこのような問題はいわば社会全体の問題であり、北芝地区のような取り組みが全国に波及してゆけば、問題解決の糸口となるのではないかと感じました。

社会的つながりが希薄になっている現代において、北芝の取り組みはいわば温故知新といったところであり、昔のような地域でのつながりを大事にすることによって、社会から取り残されてしまった人を救うことができるのではないかと私は思います。ただ、北芝のような進んだ取り組みを全国で一律に始めることは難しいかもしれませんが、できることから始めていくことが重要だと考えます。行政としてもどのようなことができるか、常に考えていきたいと思えます。



ヒューマンズプラザ（桜ヶ丘人権文化センター）

地域の力・つながる力・寄り添う力

【施設の概要】

*ヒューマンズプラザは、平成22年(2010年)4月から「リリース・みのお」が指定管理者となり、現在は令和7年(2025年)3月まで「リリース・みのお」が3期目（1期5年）の指定管理者として運営しています。

*ヒューマンズプラザは、人権の大切さを考える場であるとともに、地域住民の交流を深めるコミュニティの場、また、文化・教養の向上を図る施設です。子どもから大人までを対象に、幅広く事業を行っており、貸室は、各種団体・グループの会議などに利用できます。また、桜ヶ丘図書館が併設されています。

【ミッションの三本柱】

① 地域の力

地域には地域の特徴と伝統・歴史があります。また、まちづくりは地元の人々の力で進められます。笑顔があふれ暮らしやすいまちづくりに役立てるよう地元の皆さんに依頼した地域づくりに貢献していきます。

② つながる力

センターは、利用者、各種のグループ・自治会などの団体、地域にある保育所、幼稚園、学校の教育機関、ハローワーク、箕面市の行政機関、福祉施設、地元商店街など多くのつながりがあります。地域の個人個人のつながりの輪が広がるとともに、様々な特技や技能を持たれている方がいます。センターは、こうしたつながりに役立つ、地域イベント、子ども教室、教養・生涯学習講座、グループでの仲間づくりに貢献していきます。

③ 寄り添う力

センターは、孤立した状況の方をなくすための相談活動をすすめ、相談者の願いに「寄り添う立場」で自立した生活を援助していきます。

【啓発事業・各種相談】

- *人権・文化講演会、夏休み子ども教室（ガラスアート、陶芸）、中学英語講座、人形劇、文化展、「戦争と平和」展、春のこどもカーニバル、とどろぶち納涼盆おどり、もちつき交流会、さくらがおかカフェなど
- *総合生活相談、人権相談、弁護士による法律相談、就労相談、若者のための就職相談

【活動グループ】

*舞踊・健康体操

太極拳／健康体操／気功／社交ダンス／バレエ／ヨガ／フラダンス／ストレッチなど

*学習教養・生活文化

書道／世界史同好会／着付け／一筆画／男の料理教室など

*美術・工芸・手芸

陶芸／木彫／着物リフォーム／フラワーアレンジメント／こどもアート教室など

*音楽

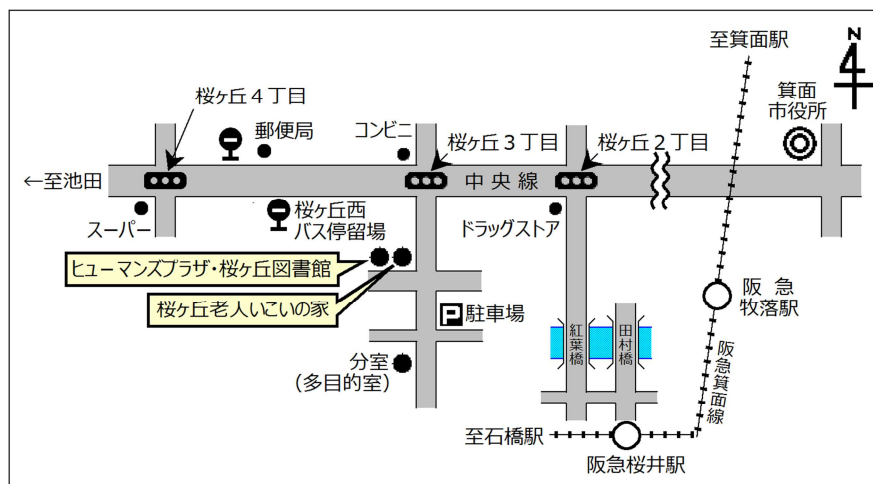
女声合唱／ピアノ教室など

*スポーツ

空手道／卓球など

*育成活動

ボーイスカウト／ガールスカウト／こどもサークル／こども会など



コラム1

箕面市人権啓発推進協議会



Q. 「わっと」ってなに？

市民による市民のための人権啓発活動を行う団体です。市内人権団体のネットワーク、市や関係団体との協働により、全市を対象に幅広く人権尊重のまちづくりを進めています。



Q. いつから、なぜ？

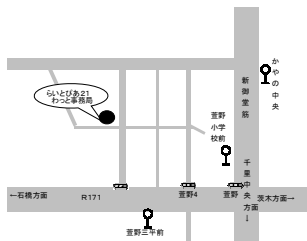
昭和53年（1978年）11月25日に結成され、今日まで、人権意識の普及や高揚に関する啓発活動などを行ってきました。2004年、人権の確立をより一層市民自らの課題として取り組み、「人権の街みのお」づくりを推進するため・・・

箕面市人権宣言を読んでみよう！

一九九三年十二月二十二日

「わっと」は、市民による市民のための人権啓発活動を行う団体です。市内人権団体のネットワーク、市や関係団体との協働により、全市を対象に幅広く人権尊重のまちづくりを進めています。

「わっと」は、市民による市民のための人権啓発活動を行う団体です。市内人権団体のネットワーク、市や関係団体との協働により、全市を対象に幅広く人権尊重のまちづくりを進めています。



アクセス

- ☆阪急バス… 石橋・郡山団地線（阪急石橋～JR茨木）
箕面三平前下車徒歩約2分（約200m）
- ☆阪急バス… ※千里中央・白鳥線（千里中央循環）
かやの中央下車徒歩約10分（約800m）
※千里中央・白鳥線（千里中央～箕面）
箕面小学校前下車徒歩約5分（約500m）
- ☆市内循環バス（オレンジゆずるバス）
箕面三平前下車徒歩約2分（約200m）



お問い合わせ

箕面市人権啓発推進協議会事務局
〒562-0014 大阪府箕面市箕面1丁目19番4号
箕面市立箕面中央文化センター内
（らいとびあ21）
TEL.072-722-2470 FAX.072-734-6509
E-mail jinken-jimu-minoh@silic.ocn.ne.jp



箕面市人権啓発推進協議会



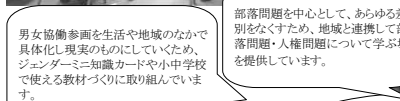
「わっと」は、市民による市民のための人権啓発活動を行う団体です。市内人権団体のネットワーク、市や関係団体との協働により、全市を対象に幅広く人権尊重のまちづくりを進めています。

市民の活動をサポートします！
～お気軽にご相談ください～



どんなことをやっているの？

啓発事業、ニュースレター「わっと」の発行、人権バスツアー、研修、地域においては小学校区単位とし、人権問題の小事単位による学習会の開催など、草の根による人権啓発活動を展開、「人権」に関わる様々なテーマについて、市民による研究・企画・運営による幅広い啓発活動を行っています。また、行政と連携し「人権のまち」みのおづくりを進めています。



男女協働参画

男女協働参画を生活や地域のなかで具体化し現実のものにしていくため、ジェンダーミニ知識カードや小中学校で使える教材づくりに取り組んでいます。



同和問題

部落問題を中心として、あらゆる差別をなくすため、地域と連携して部落問題・人権問題について学ぶ場を提供しています。



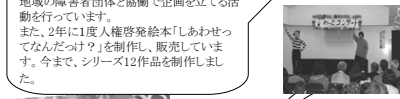
障害者市民問題

障害者問題について講演会を実施したり、地域の障害者団体と協働で企画を立てる活動を行っています。また、2年に1度人権啓発絵本「しあわせってなんだろう？」を制作し、販売しています。今まで、シリーズ12作品を制作しました。



在日外国人問題

在日韓国・朝鮮人の人権問題を中心に、韓国料理や歴史などの自主学習やフィールドワークによる研修などに取り組んでいます。また、地域の小中学校の授業にゲストティーチャーとして協力し、韓国の民族衣装や料理、楽器、おもちゃなどを紹介しています。



小学校区単位としての地区協議会は、地域の特性を生かした草の根の人権啓発活動を推進しています。



物品の貸出

プロジェクター、スクリーン、民族衣装・おもちゃ・楽器等を貸し出します。



教材の貸出

部落、男女、外国人、障害者、平和等に関する、ビデオ等の資料を貸し出します。



人権啓発講師の紹介

企画内容によって、人権問題に詳しい講師とのコーディネートをお願いします。



人権情報提供

大阪府内・箕面市内での人権に関するイベントや学習会等の情報を提供します。



市民の活動をサポートします！

～お気軽にご相談ください～

大阪府人権関係 3 条例

～ 人権尊重の社会づくり条例改正、ヘイトスピーチ解消推進条例、 性の多様性理解増進条例 ～

【人権尊重の社会づくり条例改正】

大阪府人権尊重の社会づくり条例の改正は、府民、事業者の責務を加えたものです。制定当時には反対論もありましたが、その後、他の条例にも同様の規定が入ったため、それに合わせて盛り込まれたものです。

【ヘイトスピーチ解消推進条例】

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例は、出入国管理法の改正、大阪・関西万博の開催を契機に制定されたもので、大阪府人権施策推進審議会の答申に基づいて罰則はありません。先にできたヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）と違う点は、「本邦外出身者」を対象とするのではなく、「人種・民族を理由とした言動」を対象とすることです。

【性の多様性理解増進条例】

大阪府性の多様性理解増進条例は、性的マイノリティのかたへの無意識の偏見があることを受け、理解増進に力点を置いているものです（禁止する規定はありません）。

この条例に基づき、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が令和2年1月22日から始まりました。この制度は、同性婚の二人のパートナーシップが婚姻と同等であると認めるものです。箕面市の住民も、成年であれば、必要書類をもって大阪府咲洲庁舎において宣誓すれば、証明書が発行されます。

この制度開始に伴い、府営住宅は入居資格要件を拡大し、パートナーシップ関係にあるかたの入居申込ができるようになりました。今後、この制度を広報することで、民間企業も含めた各職場の休暇制度の変更や、病院での対応の変更等を進めることが期待されています。

大阪府ハイトスピーチ解消推進条例のポイント

ハイトスピーチは、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生むことにつながる許されない行為です。
ハイトスピーチをなくすことは、一人ひとりがかけがえない存在として尊重される社会の実現につながります。
私たち一人ひとりが命の尊厳や人間の尊厳を認識し、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を築きましょう。

条例のねらい

この条例は、ハイトスピーチをなくし、すべての人がお互いに人種や民族の違いを尊重しあって共生する社会を築くことをめざしています。

ここが大切！

ハイトスピーチって何？ (第2条)	特定の人種や民族の人々に恐怖心を与え、社会から追い出そうとするような、差別的言動をいいます。 この条例におけるハイトスピーチについては、第2条で具体的に詳しく記しています。
ハイトスピーチの禁止 (第7条)	この条例では、ハイトスピーチをしなければならないと定めています。 ハイトスピーチが許されない言動であることが、府民が共有する考え方として社会にしっかりと根付くことをめざしています。
府民、事業者のみなさんへのお願い (第5条、第6条)	みなさんには、この条例をきっかけにして、ハイトスピーチの解消の必要性について理解を深めていただくとともに、大阪府の様々な取組みにご協力いただきますようお願いいたします。

Q1 ハイトスピーチは、どんな形で発生しているの？

街中でのデモ行進などがありますが、落書きやインターネット上に差別的な内容の書き込みをするという形態のものが増えています。

Q2 禁止規定に反してハイトスピーチを行った場合に罰則はあるの？

この条例には罰則は設けていません。

大阪からハイトスピーチをなくそうという意識を府民のみなさんに共有していただくことが、この条例の目的です。



大阪府に属する自治体
「むぎやん」

(大阪府ホームページより)

大阪府 性の多様性理解増進条例のポイント

性的マイリリティ（少数者）の人々の中には、差別や偏見を受けるなど、悩んでいる人々がいます。

性のあり方は人それぞれ異なります。私たちには、さまざまな性のあり方が存在することを当たり前のこととし、それを受け入れる社会を築いていかなければなりません。

条例のねらい

府民一人ひとりが性的指向及び性自認の多様性に関する理解を深めていくことにより、性的マイリリティの人々に対する誤解や偏見をなくし、だれもが自分らしく生きることができる社会の実現をめざします。

ここが大切！

性的指向、性自認って何？
(第2条)

府民、事業者の皆さんへお願い（第5条、第6条）

性的指向とは、恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか、また、性自認とは、自分の性をどのように認識しているかを示すものです。
性的指向や性自認がはっきりしない人や揺れ動く人、性的指向や性自認を持たない人もいます。
性的指向や性自認は、本人の意思で選んだり変えたりできるものではありません。

皆さんには、この条例をきっかけにして、性的指向及び性自認の多様性について理解を深めていただくとともに、大阪府の様々な取組にご協力いただきますようお願いいたします。

Q 1 LGBT、SOGIとは何ですか。

LGBTは、性的指向の一部であるレズビアン（L）、ゲイ（G）、バイセクシャル（B）と、性自認の一部であるトランスジェンダー（T）の頭文字をとったもので、性的マイリリティの総称としても使われています。

また、性的指向（Sexual Orientation）と、性自認（Gender Identity）を示す概念として、頭文字をとってSOGI（ソジ）と呼称することもあります。

Q 2 周囲に性的マイリリティの人がいませんが？

性的マイリリティの方は、少なくとも1学級（35人）に1名程度との最新の調査結果もあります。身近な存在であるという意識を持ち、性的マイリリティの人々について正しく理解することが大切です。

Q 3 親しい人から性的マイリティであることなどを打ち明けたら、どうしたらいいの？

決して否定せずに、まずはその人の話に耳を傾けましょう。そして相手が何を望んでいるのかをしっかりと受け止め、寄り添うことが大切です。

また、本人の了解を得ずに、その人の性のあり方を周囲に公表すること（アウティング）は、本人を傷つけ、裏切る行為です。絶対にやめましょう。

大阪府広域担当課 田中 ともやん



（大阪府ホームページより）

【一口用語解説】

SOG I = 「性的指向×性自認」の組み合わせ

LGBT = セクシュアルマイノリティの一部の人の「総称」

◎SOG I（すべての人に関する性に対する見方）

＊SO（Sexual Orientation）…性的指向、どんな性別の人を好きになるか

- ・異性愛（ヘテロセクシュアリティ）
- ・同性愛（ホモセクシュアリティ）
- ・両性愛（バイセクシュアリティ）など

＊GI（Gender Identity）…性自認、自分をどんな性だと認識しているか

- ・シスジェンダー（自分の体の性と心の性が一致している状態）
- ・トランスジェンダー（自分の体の性と心の性が一致していない状態）
- ・Xジェンダー（女性・男性の性別のいずれでもない状態）

◎LGBT（LGBTQなどの呼称もあり、セクシュアルマイノリティの一部の人の総称）

◇SO（性的指向）の一部

- ＊L：レズビアン（同性を好きになる女性）
- ＊G：ゲイ（同性を好きになる男性）、
- ＊B：バイセクシャル（異性を好きになることも、同性を好きになることもある人）

◇GI（性自認）の一部

- ＊T：トランスジェンダー（からだの性とは異なる性を自認する人）

「ストレート」と呼ばれる異性愛者は、「性的指向」が異性愛（自分の性とは違う性）で、「性自認」が自分の体の性と心の性が一致している状態の人を言います。このタイプに当てはまらない人が「セクシュアルマイノリティ」と呼ばれる人になります。

【参考文献】

- ・おおさか人権情報誌「そうそう」No.45、大阪府人権局、令和2年(2020年)3月
- ・遠藤まめた『先生と親のためのLGBTガイド』合同出版、2017年、第2版

大阪府パートナーシップ宣誓証明制度を開始します

開始日 令和2年（2020年）1月22日（水）

大阪府では、性的指向及び性自認の多様性が尊重され、全ての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」を、令和元年10月30日に施行し、性の多様性に関する理解の増進に向けた取組を進めています。

このたび、府の事務事業における配慮の取組の一環として、性的マイノリティ当事者の方を対象にした「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」を開始いたします。

また、本制度の開始と同時に、府営住宅の入居資格要件を拡大し、パートナーシップ関係にある方の入居申込が可能となります。

今後とも、より一層、性的マイノリティの人権問題、性の多様性に関する理解の増進を図るとともに、当事者の方が抱える課題の解決に向けて取り組んでまいります。

※ 府内では、大阪市・堺市・枚方市・交野市・大東市において同様の制度が実施されています。

（令和2年1月14日時点）

宣誓書受領書（おもて）

	
パートナーシップ宣誓書受領証	
大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。	
_____ 様	
_____ 様	
令和 年 月 日	公印
大 阪 府 知 事	
（注）別に定める事由が生じたときは直ちに返還してください。	

宣誓書受領証（うら）

この受領証の提示を受けられた方へ
この受領証は、大阪府として、お二人が互いを人生のパートナーとし日常生活において協力しあうことを宣誓されたことを証することにより、お二人がいきいきと輝き活躍されることを期待するものです。
この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
特記事項

宣誓をすることができる方

- （1） 両当事者がともに成年に達していること
- （2） 当事者の少なくともいずれか一方が府民又は府内への転入を予定している者
- （3） 両当事者がともに現に婚姻をしておらず、かつ現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと
- （4） 当事者同士が婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと

※ 同様の制度を実施していない市町村にお住まいの方を対象

必要な書類

宣誓をしようとする双方の住所及び独身を証明する書類の添付が必要です。

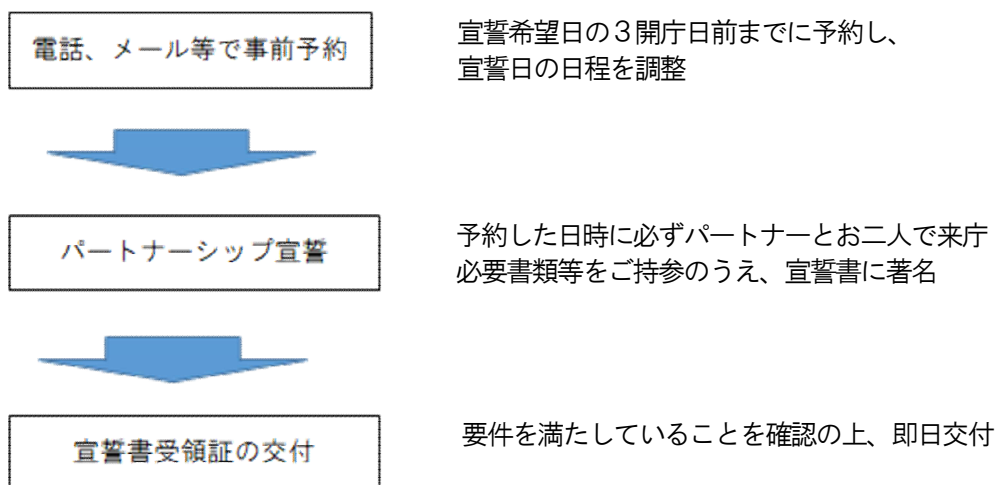
- ・住民票の写し、独身証明書など

また、それぞれ本人であることが確認できる書類の提示をお願いします。

- ・個人番号カードや運転免許証など

その他、転入予定者の方は、転入を予定していることが分かる資料や、宣誓書受領証を通称名での交付を希望される場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる資料の提示をお願いします。

受領証交付の流れ



予約受付

大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎 38 階（さきしまコスモタワー）

大阪府府民文化部人権局

人権企画課 教育・啓発グループ

Osaka Metro 中央線「コスモスクエア駅」下車、南東へ約 600 メートル

Osaka Metro 南港ポートタウン線「トレードセンター前駅」下車、ATC ビル直結（約 100m）

（受付時間） 平日 午前 9 時から午後 6 時

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）を除く

電話：06-6210-9281

メール：jinken@sbox.pref.osaka.lg.jp

ファックス：06-6210-9286

（大阪府ホームページより）

箕面市人権宣言

わたしたち、みのお市民は、なほり豊かなわが
たらの街をこよなく愛しています。この街に住
み、この街で暮らすすべての市民がたれを
りとして「人権」を踏みしめられ、涙をこぼ
すことがあつてはならないと願っています。わたし
たはそのため、引きも切らずに続く「人
げんを否定すること」に、しっかりと向き合
それをなくすために行動したいと考えています。
このように、愛すること、願うこと、考えること、
行動することは、みのお市民のたからかな
誇りです。わたしたちのために、あなたのために、
みんなのために、にんげんの街みのおを
育てます。日本国憲法のこころ、市民
の風で、こゝ箕面市を人権の街として
宣言します。

平成五年（一九九三年）十二月二十日

箕面市

箕面市非核平和都市宣言

真の恒久平和は、人類共通の願いである。

しかしながら、近年、世界において軍備の拡張は依然として続けられ、世界の平和に深刻な脅威をもたらしていることは、極めて憂うべきところである。

わが国は世界で唯一の核被爆国として、再び広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。平和なくしては、明るく豊かな生きがいのあるまちづくりは保障されない。

よって、箕面市は、平和を愛する人達が集うまちとして、日本国憲法にうたわれている平和の理念に基づき、非核三原則の完全実施とあらゆる国のあらゆる核兵器の廃絶を訴え、ここに非核平和都市であることを宣言する。

昭和60年3月28日

箕面市

☆編集スタッフ・人権行政研究会

＊箕面市人権行政推進本部会議のもとに設置

＊①人権担当と各部局の連携強化、②職員の人権意識の把握・向上、③人権課題に関する市内での実態把握 ④人権情報紙の作成・編集その他、を目的として活動

印刷物番号

1-19

令和2年(2020年)3月

編集：箕面市人権行政研究会

(事務局：箕面市人権文化部人権施策室、
箕面市教育委員会事務局子ども未来創造局人権施策室)

発行：箕面市人権文化部人権施策室

〒562-0015 大阪府箕面市稲1-14-5

TEL.072-724-6720 FAX.072-725-8360

Email. jinken@maple.city.minoh.lg.jp

